

社会福祉法人 愛善会 役員及び評議員 評議員選任解任委員 の報酬等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 愛善会（以下「法人」という）の業務に従事する役員等の報酬、退職金、慰労金、慶弔費及び法人業務に携わったときの諸経費について、必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であつて、報酬等とは明確に区分されるものとする。

第2章 報酬

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員 評議員選任解任委員の報酬等は、社会福祉法人愛善会定款第9条及び第24条に定めるとおり無報酬とする。

(報酬等の支払い方法)

第4条 第3条但し書きについては、当月末日に締め切り翌月10日（当日が日祝日等の場合はその翌日）に金融機関の口座に振り込む方法で支払う。

(交通費)

第5条 役員及び評議員 評議員選任解任委員の交通費等は、社会福祉法人愛善会定款第9条及び第24条に定めるとおり支給しない。

- 2 但し、理事において、施設、本部の職を兼務する者には、第1項は適用せず、旅費規程に基づいて（管理職を適用する）支給する。

(費用支弁)

第5条 法人業務に携わった諸経費は、その都度その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

第3章 出張旅費

(費用支弁)

第6条 役員及び評議員 評議員選任解任委員の出張旅費等は、社会福祉法人愛善会定款第9条及び第24条に定めるとおり支給しない。

2 但し、理事において、施設、本部の職を兼務する者には、第1項は適用せず、旅費規程に基づいて(管理職を適用する)支給する。

3 参加費等の費用を別途支給されたときは、重複する出張旅費等は支給しない。

(費用の精算)

第7条 出張者は、出張後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

第4章 退任慰労金

(金額の算定)

第8条 役員及び評議員 評議員選任解任委員の退任慰労金等は、社会福祉法人愛善会定款第9条及び第24条に定めるとおり支給しない。

2 但し、理事長において、施設、本部の職を兼務する者には、第1項は適用せず、以下の計算により支給する。

3 退任役員等に対する退任慰労金の金額は、次の基準に在任期間の年数を乗じて算出した金額とする。

(1) 理事長(施設、本部の職を兼務する者)

在任期間1年につき 30,000円

4 在任期間の計算は、役員等就任日を起算として、1年に満たない端数月は、6か月以上の時は切り上げ、6か月未満の時は切り捨てるものとする。

(支給方法)

第9条 退任慰労金は、通帳振込にて支払う。

第5章 慶弔

第10条 役員及び評議員 評議員選任解任委員の慶弔等は、社会福祉法人愛善会定款第9条及び第24条に定めるとおり支給しない。

2 但し、理事において、施設、本部の職を兼務する者には、第1項は適用せず、社会福祉法人「慶弔及び見舞金規程」に準じて支給する。

(公 表)

第11条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は平成29年12月26日(評議員会の議決日)から施行する。

令和2年12月1日 語句の訂正